

新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者への対応

令和2年6月26日
(令和3年4月16日更新)



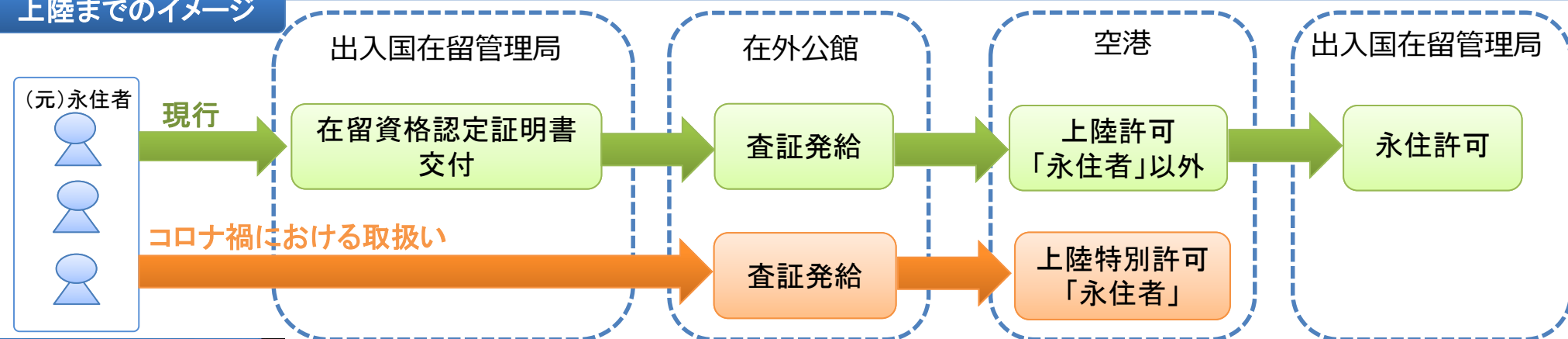
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内(注)に日本へ再入国することが困難な「永住者」について、入国が可能となった後に、上陸特別許可により「永住者」を許可する。

(注)在外公館において再入国許可の有効期間の延長が可能な場合の延長後の許可期間を含む。

上陸までのイメージ



対象者

○**みなし再入国許可**（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が以下の期間の永住者

2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を**解除された日の6か月後以降**、**当庁が別途指定する日まで**

（国際航空便の便数回復が見通せない状況等を考慮し、対象期間を変更しました。「**当庁が別途指定する日**」はおおむね3か月前までに当庁ホームページ等で公表します。）

※（対象となる再入国許可期限の具体例は[こちら](#)をご覧ください。**入国制限措置が解除されても、当庁が別途指定する日までは入国可能です。**）

査証申請期限

滞在先の国・地域が入国制限を**解除された日の6か月後以降**、**当庁が別途指定する日まで**

※ 「入国制限を解除された日」とは、滞在中の国・地域に係る上陸拒否及び既に発給された査証の効力停止のいずれも解除された日をいう。